

[教室型]平成29年1月「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

開催日：平成28年12月22日

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用方法について （「塾代助成カード」の利用者の 方）	-	「塾代助成カード」を新たに交付された利用者は、カードを提示するタイミングによっては、交付される前月分のサービスの費用にもカードを利用できますか。	新たに交付された「塾代助成カード」には利用開始月が設定されており、その月より前に提供されたサービスの費用には利用できません。 例えば12月10日は11月分のカード利用期間内ですが、12月利用開始のカードを提示されても、11月分の利用受付をすることはできません。
カード利用方法について （「塾代助成カード」の利用者の 方）	-	各月の「塾代助成カード」の利用内容は、利用者について、どのように通知されますか。	サービス利用月の3ヶ月後の15日頃に、利用先の事業者とカード利用額を記載した利用明細を郵送します。
カード利用受付について （参画事業者の方）	①共通編 P.05	1月から取扱い開始となりますが、以前から「塾代助成カード」を持っている利用者は12・1月の2ヶ月分(2万円)を利用することはできますか。	12・1月利用分の残額がある利用者であれば、1月分としてその利用者の残額を上限に利用することが可能です。